

2 森林・林業施策の概要

(1) 埼玉県の森林・林業の現況

埼玉県の県土面積は3,797 km²で、国土の1%に相当する。大別すると、西部が山地、中央部が丘陵および台地、東部が低地である。森林は1,213 km²で、県土の約3分の1を占め、県西部の秩父連山とこれに続く丘陵地、洪積台地に分布しており、東部は少ない。

本県の森林はスギ、ヒノキ等の針葉樹、およびクヌギ、コナラ等の広葉樹が主体であるが、一部シラビソ等の亜寒帯系の森林やアラカシ等の暖帯系の森林も存在する。

山地の地質は主として秩父中古生層、中生層、第三紀層などで肥沃であり、木材の成長に適しているため、長い間森林所有者等によってスギ、ヒノキ等の植林が続けられた。現在民有林における人工林率は53%に達している。特に300年余の伝統を持つ飯能市を中心とした西川林業地域は人工林率80%に達し、集約的施業による優良材の生産地として、全国的にも有名である。

台地や低地では、スギ、ヒノキの植林はあまり行われず、コナラやクヌギが農業用、薪炭用に仕立てられた。特に平地林は、かつて農業用に利用されたため手入れもよく行き届き、縦横に配置された道と一体となって良好な自然環境を形成していた。しかし、平地林の利用価値が低下した現在では、開発されたり、管理されていない平地林が増えている。

森林は、木材の生産という経済的な役割のほか、県土の保全、水資源のかん養、保健休養の場の提供等の公益的な役割を担っており、本県においてはこれら森林の公益的機能評価額は年間約4,572億円と試算される。

特に、地球温暖化が進行しているとされている中、二酸化炭素を吸収して地球温暖化防止に貢献する森林の役割は一層重要となっている。

林業を巡る環境は、木材価格の長期的低迷及び伐採、造林等の経費の増大などによる林業経営の悪化、林業従事者の減少等により厳しい状況にある。このような中、戦後植栽された人工林は、利用可能な資源として充実しつつある。

(2) 埼玉県森林・林業施策

平成12年に策定した新たな森林政策運営の長期的指針となる「埼玉県森林・林業長期ビジョン」が平成22年度に目標年度を向かえたため、平成22年12月に新たに農林業・農山村の施策展開の指針となる「埼玉農林業・農山村振興ビジョン」を策定した。このビジョンにおいて森林・林業においては、針広混交林化、広葉樹林化、長伐期化により100年先を見据える多様で健全な森林の整備と保全を進めるとともに、「伐って・使って、植えて、育てる」森林の循環利用の実現に向け、効率的な木材生産による伐採・利用の拡大、施業の低コスト化による造林・保育を進めることとしている。

また、平成20年度から、自動車税収入見込額の1.5%相当額と県民・企業等からの寄附金を基金として積み立てる「彩の国みどりの基金」が創設され、「森林の保全・活用」、「身近な緑の保全・活用」、「環境に関する意識の醸成」に活用している。

ア 多様で健全な森林をつくる・まもる

(7) 多様な機能を発揮させる森林の整備

森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、水源かん養や二酸化炭素の吸収・貯蔵、生物多様性の保全など、それぞれの機能に応じた森林づくりを推進する。

(イ) 森林の保全管理

森林の保全管理を図るため、保安林指定、病虫獣被害対策等を進める。

また、山村地域の生活を守る山地災害対策、スギ花粉削減対策等を進めるほか、境界明確化等の森林情報を拡充する。

イ 森林を循環的に利用する

(7) 伐採及び利用の拡大

本県の人工林の約半分が木材として利用可能な時期に達しており、森林の循環利用を図るため、施業の集約化や森林管理道及び作業道の路網整備の拡充等を進め、効率的な木材生産を促進する。

(イ) 造林及び保育の推進

森林の循環利用を図るため、低コストな造林方法による伐採跡地等への再造林

や下刈等の保育を推進する。

(ウ) 担い手の育成

森林組合、森林整備法人など多様な林業事業体を育成し、森林の循環利用を担う林業経営能力と技術力が高い担い手を育成する。

(エ) 多様な森林資源の活用

森林所有者の経営力安定や地域の活性化を図るため、特用林産物の振興や新たな森林資源の利活用を促進する。

ウ 県産木材を使う・親しむ

(ア) 多様な県産木材の利用拡大

利用拡大を図るため、これまで県産木材の利用が進んでいなかった用途への利用開発を進めるとともに、「埼玉の木づかい運動」の展開を支援する。

(イ) 公共施設での利用拡大

木材と接する機会を増やし、調湿や保温効果など健康面での特性をはじめとする木の良さや県産木材を利用することの意義について県民理解を深めるため、人目に触れる機会の多い公共施設の木造化・木質化を推進する。

(ロ) 民間住宅等での利用拡大

木材使用量の多い民間住宅での県産木材の利用拡大を図るため、環境にやさしい県産木材住宅の拡大を図る。

また、内装や建具の木質化のニーズが見込まれる商業施設等への利用拡大を図るため、事例の紹介や新たな製品の開発と販路の開拓を支援する。

(ハ) 安定的な供給体制の構築

需要に応じた質の高い製品を安定的に供給するため、県産木材の生産、加工、流通体制の整備を促進する。

エ 農林業・農山村の多面的機能を学ぶ・使う・楽しむ

(ア) 県民理解の促進

農林業・農山村の多面的機能の内容や意義について、広く県民に実感され、理解され、活用されるよう、普及啓発活動に取り組む。

(イ) 都市と農山村の交流

県民が農山村で展開される農林業に肌で触れ、農林業・農山村の多面的機能を実感できるよう、都市と農山村の交流を促進する。

(ロ) 体験及び学習機会の充実

農林業、食料、森林等に対する県民理解を深めるとともに、健康でゆとりある生活の実現や豊かな心の育成、人格の形成に役立てるため、農林業の体験機会や学習機会の一層の充実を図る。

また、その際、農業、林業はともに自然と向き合い、河川や水路のつながり等を通じて連動して営まれるものであることを踏まえ、こうした体験や学習が総合的かつ効果的に行われるよう、指導者の育成等について支援する。

(ハ) 県民参加の森林づくりの推進

多面的機能を有する健全な森林を次代に引き継ぐため、社会全体で森林を守り育てる気運を醸成し、県民参加による森林づくりを推進する。